

山口県営住宅条例の一部改正（骨子案）

1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正

- 現行基準（入居者資格）

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。（同居親族要件）

ただし、例外として、高齢者・障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者（※）については単身入居が許容されている。

（※）60歳以上の者、障害の程度が一定程度の障害者、生活保護による被保護者 等

- 改正内容

同居親族要件の廃止（施行日：平成24年4月1日）

（引き続き同居親族要件を入居者資格とする場合には条例において措置しなければならない）

2 山口県営住宅条例の改正内容

条 項	内 容	改 正 案
第7条	（入居資格）	引き続き同居親族要件を入居者資格とし、高齢者・障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については単身入居を認めるよう規定

※その他法改正に伴う条文整理を行う。

3 施行日及び適用期日

平成24年4月1日